



中小企業金融円滑化法の期限到来に向けた 各金融機関の取組状況等について

平成25年3月14日
福岡財務支局

(お問い合わせ先)

福岡財務支局 理財部 金融調整官

TEL 092-411-7281

1. 「金融担当大臣談話」等を踏まえた関係各機関の取組み

地域金融機関

①「金融担当大臣談話」等を踏まえた地域金融機関の対応

○ 金融機関の経営陣のみならず営業現場の第一線まで大臣談話等の趣旨が周知徹底。

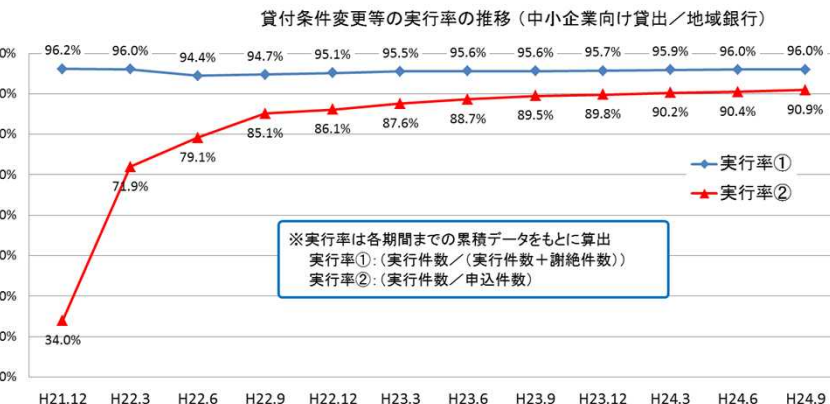
＜具体的な周知方法や本部での把握方法＞

- 円滑化法の期限到来後も円滑化の基本方針に変更がない旨をHP等で公表。
- 円滑化法の期限到来に関わらず、金融機関の役割や当局検査・監督の方針に変更がないことを明記した行内通達を発出し、支店長会議や各種研修の機会を通じて全職員に対し周知徹底。
- 各営業店の職員が朝礼時に大臣談話を読上げるなど、営業店現場の第一線まで周知する取組みを実施。

②管内金融機関における社内体制整備の状況

地方銀行

- 全行で本部に専担部署を設けて担当者を配置し(少なくとも2名。最大で31名配置)、営業店と連携して経営改善支援等に対応。
 - 全行とも、新促法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けており、本部専担部署で対応。
 - 金融機関相互の連携については、現在のチャネル及び中小企業支援ネットワーク等を引続き活用し、対応。
- ✓ 規模の大きな銀行については、グループ内や親密先にサービスや再生ファンド、コンサル会社等を有することで経営支援先に対するネットワークを構築。
 - ✓ 一方、規模の小さな銀行については、自行内における取引先支援のノウハウが限られることから、中小企業診断士(協会)や外部コンサル会社等との連携による支援を積極化。



信用金庫・信用組合

- 中小企業診断士の資格取得者を専担者として配置している信用金庫が一部にみられるものの、信用組合を含め大半は審査部等の担当者が経営改善支援等に対応。
- ✓ 中小企業診断士協会と契約締結を行い、信用金庫が費用を負担し、中小企業診断士を派遣する取組みを開始。
 - ✓ 信用保証協会の「専門家派遣事業」を積極的に活用。
 - ✓ 中小企業再生支援協議会の持ち込み時に、本来、顧客が負担するデューデリ費用を信用組合で負担することの可否について検討中。

2. 「金融担当大臣談話」等を踏まえた当局の取組み

金融担当大臣談話の趣旨について金融機関等への説明を実施

- 談話の趣旨等について、管内金融機関の頭取・理事長に個別に面談し、説明を実施。
- 大臣談話の趣旨が営業の第一線まで浸透しているか、フォローアップヒアリングを実施。
- 商工会議所や商工会主催の研修会等に講師派遣を積極的に実施。
- 政策金融機関や金融機関担当役員との意見交換会等（銀行協会の代表者会など）で説明を実施。
- 地域連携の取組みである地方公共団体の長との面談（首長ヒアリング）を活用して説明を実施。
- 中小企業者に接する機会が多い税理士会、法人会や納税貯蓄組合連合会に対する説明のほか、福岡国税局管内の税務署長会議においても周知。
- マスコミ関係者に対しては、個別取材や報道責任者会議の講演などにおいて、談話の趣旨等を説明。



関係団体別の件数（H25.1現在）

関係団体	管内合計	関係団体別の件数（H25.1現在）		
		福岡	佐賀	長崎
商工会・連合会	21	8	7	6
商工会議所・連合会	7	3	2	2
中小企業団体中央会	3	1	1	1
金融機関	38	20	9	9
銀行協会等	6	5	0	1
政府系金融機関等	0	0	0	0
地方公共団体	18	6	6	6
中小基盤整備機構	1	0	0	1
国税関係団体	5	5	0	0
マスコミ関係者	21	13	5	3
	120	61	30	29

※「マスコミ関係者」の中には、記者からの取材を含む。

